

瀬戸市議会基本条例

(パブリックコメント後)

平成29年4月

瀬戸市議会

目次

前 文	1
第1章 総則（第1条―第2条）	2
第2章 議会と議員の活動原則等（第3条―第6条）	3
第3章 市民と議会の関係（第7条―第8条）	7
第4章 市長等との関係（第9条―第12条）	10
第5章 議員間での討議による議会の合意形成（第13条）	13
第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第14条―第17条）	14
第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条―第21条）	16
第8章 検証及び見直し（第22条）	18
附 則	18

「*」が付いている用語については、別添の「瀬戸市議会基本条例用語解説」をご覧ください。

前文

議会は、*1二元代表制の下、市長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、*2政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進を図ることを使命として活動します。

そのために瀬戸市議会は、公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる*3合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意します。

よって、瀬戸市議会及び議員が活動していくに当たって最も根幹となる支柱として、また議会の最高規範として瀬戸市議会基本条例を制定します。

【趣旨】

前文では、瀬戸市議会基本条例制定に伴う決意を宣言しています。

<解説>

瀬戸市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される瀬戸市議会と瀬戸市長は、二元代表制の下で、合議制、独任制という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、瀬戸市の善政について競い合い、協力し合う事を常に意識し市政を運営しています。

市長との*13善政競争をするために、瀬戸市議会では、これまでも情報公開を始めとする様々な機能の充実に努めてきましたが、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組をより確かなものにするために、議会における最高規範として瀬戸市議会基本条例を定めることとしました。

前文では、瀬戸市議会基本条例制定に至った背景や制定にあたっての決意を示すとともに、条例本則中では議会、議員の基本的な活動原則や市民及び市長等との関係、常に議会改革を推進していく姿勢を明確にすることなどを規定しています。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、議会及び議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めるとともに、*4議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に応えていくことにより、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

第1条は、議会基本条例の目的を明らかにするために設けた規定です。

<解説>

この条例の中で議会の活動原則、議員の活動原則及び議会の運営に関する基本的事項を定め、議会機能の強化を図り市民の市政に対する思いにしっかり応えていくことで、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展という議会としての最終目的を達成します。

なお、市民福祉の増進における福祉とは、狭い意味の福祉のみならず広い意味の福祉、すなわち市民生活の向上に関わる全てのことを指しています。

第2条 最高規範性

- 1 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会に係る条例、規則、告示等を制定してはならない。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

【趣旨】

第2条は、議会の最高規範である議会基本条例と議会に関する他の条例との関係を定めるとともに、この条例の理念を浸透させるため、任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行うことを定めたものです。

<解説>

第1項では、瀬戸市議会会議規則、瀬戸市議会委員会条例、瀬戸市議会議員定数条例、瀬戸市議会の議員の報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例など、議会に関する条例、規則等の制定、改正、廃止にあたっては、この条例に定める事項との整合性をはからなければならないことを定めています

第2項では、通常4年ごとに執行される一般選挙によって議員が入れ替わった後、この条例の理念を全議員の共通認識とするため、できるだけ速やかに研修を行うことを定めています。

第2章 議会と議員の活動原則等

第3条 議会の活動原則

議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努める。
- (2) 積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、評価する。
- (4) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案及び*5政策提言を図る。
- (5) *3合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の*6自由討議を積極的に行い、課題に関する論点・争点を明らかにし、合意形成に努める。
- (6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。
- (7) 専門的な知見の活用、*5政策提言等に必要な研修若しくは視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。

【趣旨】

第3条は、第1条に記載されている目的を達成するための議会の基本的な活動原則についての規定です。憲法第93条に基づく議事機関（予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決により決定する機能を有する地方公共団体の機関）として議会のあるべき姿勢を定めています。

＜解説＞

第1号は、市民とともに歩む議会として、公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況を積極的に公開することにより透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。

第2号は、市政の課題や議案、意見書、決議、請願・陳情等の審議内容及び結果について、市民に対し、説明責任を果たしていくことを定めています。

第3号は、議決を行う前提として、議案審議などを通じて市長等執行機関による市政運営を監視するとともに、事務執行の成果等について評価することを定めています。

第4号は、市民の多様な意見を把握し、議会として積極的な政策立案や政策提言に取り組み、市政に反映させていくことを定めています。

また、市民から国や県に対し制度の改善又は新設を求める請願・陳情等が提出された場合には、必要に応じ、地方自治法第99条に規定されている意見書を提出していきます。

第5号は、議会としての意思決定に当たり、議員間で自由闊達な議論を尽くし、その議論の中で中心となった問題点（論点）や議員間で意見が分かれた主要点（争点）を明らかにすることを定めています。

第6号は、社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の果たす役割を検証しながら、絶えず、議会改革に取り組む姿勢を定めています。

第7号は、議会機能強化を目的とした研修会の開催、調査研究のための視察を行うことを定めています。

第4条 議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会は言論の府であり、かつ*3合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。
- (2) 市民の多様な意思及び意見の把握に努める。
- (3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。
- (5) 自己の資質を高めるため、不断の研さんに努める。
- (6) 市民の負託を受けた代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

【趣旨】

第4条は、第3条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めています。

<解説>

第1号は、議会は複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府、合議制の機関であることを議員個々が認識し、議員間で自由闊達な議論を積極的に行うことを定めています。

第2号は、議員は市民の負託を受けた市民の代表であることを念頭におき、市民の多様な意思、意見の集約に努めることを定めています。

第3号は、議会の政策立案機能を強化するため、議員は市政の課題及び政策に関する調査研究に取り組むことを定めています。

第4号は、議員は一部の団体及び地域の課題解決にとどまらず、市政全体を見据えた広い視野で市民福祉の増進を目指して活動することを定めています。

第5号は、議員は常に調査研究、研修に努め、資質を高めていくことを定めています。

第6号は、議員は高い倫理観やモラルをもって誠実に職務を遂行すること

を定めています。

第5条 委員会の活動

- 1 委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会をいう。以下同じ）は、委員相互間の*6自由討議を中心とした運営に努めるとともに、*2政策立案及び*5政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 委員会は、その所管事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて*7参考人又は専門的知見を有するものを活用し、政策提言の内容の質を高めるよう努めるものとする。

【趣旨】

第5条は、委員会運営に関する基本原則を定めています。

＜解説＞

第1項では、委員会はその専門性と特性を活かして、詳細な議論を行う場であることから、運営にあたっては委員相互間の自由討議を中心とし、審査を通じて、市長等に政策立案や政策提言を積極的に行っていくことを定めています。

第2項では、それぞれの委員会が所管する事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、委員会としての所見や意見を付す必要があると認めるときは、積極的に行っていくことを定めています。

第3項では、委員会が政策提言を検討するにあたっては、必要に応じて参考人や専門的知見を有する者（大学教授等）を活用し、委員会の課題分析、提言作成等の能力を補完することを定めています。

第6条 会派

- 1 議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。
- 2 会派は、*2政策立案、*5政策提言等を行うための調査研究を積極的に行うものとし、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

第6条では、会派が法律（地方自治法）や条例上、政務活動費の交付対象としてしか位置づけられていないことから、会派の定義、役割について規定しています。

<解説>

第1項では、会派の定義として「同一の理念を共有する議員を持って結成した集団」とすることを定めています。

第2項では、会派の役割として積極的に調査研究を重ね、政策立案、政策提言を行うこと、また、議会として合意形成できるよう、必要に応じ会派間で調整を行うことを定めています。

第3章 市民と議会の関係

第7条 市民参加及び市民との連携

- 1 議会は、会議等を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。
- 2 定例会閉会后、議会は、当該定例会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するための議会報告会と、市民との意見交換会を交互に開催し、市政に市民の声を反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、委員会において*7参考人制度及び*8公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

する。

- 4 議会は、*9請願を「市民からの提案」、*10陳情を「市民からの意見」と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、当該請願又は陳情の提案者の説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。

【趣旨】

第7条は、より開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開を行い市民との情報共有を図ること、議会への市民参画や意見を反映させる機会について規定したものです。

<解説>

第1項では、議会は透明性を確保する観点から秘密会とする場合を除き、会議等（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会のことをいう。）を公開することを定めています。

第2項では、議会は定例会閉会後に議会報告会と市民との意見交換会を交互に開催し、市民への説明責任を果たし、市民の意見を市政に反映させることを定めています。

第3項では、議会は議案の審議等に反映させるため、委員会において地方自治法第115条の2に定められている公聴会制度及び参考人制度を活用することを定めています。

第4項では、議会は市民からの提案（請願）、市民からの意見（陳情）を委員会で審査するにあたり、必要に応じて当該請願又は陳情の提案者の説明及び意見を聴く機会を設けることを定めています。

第8条 広報広聴の充実

- 1 議会は、議会の活動に関する情報を、議会だよりで定期的に市民に公表するとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会と市政に対しより多くの市民の関心が高まるよう議会広報活動に努めるものとする。
- 2 議会は、市民との意見交換会の開催等様々な機会を通じて、市民の多様

な意見を把握及び集約するものとし、その意見を市政及び議会運営に反映するよう努めるものとする。

3 議会は、議会の広報広聴活動を充実させるため、全議員で構成する広報広聴協議会を置く。

4 広報広聴協議会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

第8条は、議会の広報広聴活動を充実させるための規定です。

＜解説＞

第1項では、議会の広報の充実ということで、議会だよりだけでなく、多様な広報手段（議会ホームページ、SNS等）を利用し、市民へ情報提供をしていくことについて定めています。

第2項では、議会が市民の多様な意見を聴く機会として、意見交換会などを開催することについて定めています。

第3項及び第4項では、第1項及び第2項で定めている議会の広報広聴機能の充実のため、地方自治法第100条第12項の規定による広報広聴協議会（全議員で構成）を設置することを規定したものです。

広報広聴協議会に関し必要な事項は、「瀬戸市議会広報広聴協議会に関する規程」で定めており、規程の中では、広報広聴協議会に広報部会、広聴部会及び理事会を設けることとしています。

広報部会では、議会だよりに関すること、議会ホームページに関すること、また今後SNS機能の導入など議会のさらなる情報発信を図ることを協議していきます。

一方、広聴部会では、議会報告会と市民との意見交換会に関すること、傍聴者アンケートに関することなどについて協議をしていきます。

理事会では、広報広聴に関する企画立案、広報部会と広聴部会の調整や両部会の作業の進捗状況の確認をすることになっています。

第4章 市長等との関係

第9条 市長等と議会との関係

- 1 議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、事務執行の監視及び評価その他議事機関としての責務を果たすものとする。
- 2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。
 - (1) 議会での*11一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
 - (2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議及び委員会において反問することができる。

【趣旨】

第9条は、市長等と議会が二元代表制を最大限活用し、市民にとって最良の施策を実現していくための手法を定めています。具体的には、議会での議論を高め、政策に反映していくための手段として一般質問は一問一答方式で行うこと、また、市長等から反問できる旨を規定しています。

<解説>

市長と議員は互いに市民から選挙されますが、国の議院内閣制とは違う市長の独任制と議会の合議制の特性を活かして地方自治を充実させるため、市政の課題となる政策等をめぐって、市民のための善い政治について、ある時は競い合い、ある時は協力して取り組むことを第1項で規定しています。

第2項第1号で定めている一問一答方式とは、質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形で同一質問者と答弁者の間で問答を続けることです。この方式は、議論が明確で分かりやすいことや、一つの事項を深く掘り下げて議論できることから、導入している議会は増えてきています。その反面、会議時間が長引くといった欠点があります。そのため瀬戸市議会では、一般質問の発言時間については、答弁を含まず60分とすることとしています。

第2項第2号で定めている反問は、一般的には議員の質問等に対し、市長等が質問等の趣旨又は根拠を確認し、議員の考え方を問い質すこととされて

いますが、瀬戸市議会では、市長等が議員に対し反論することも可としています。

なお、反問の詳細については、別途、瀬戸市議会反問権実施要綱で規定しています。

第10条（市長による政策等の形成過程の説明）

- 1 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。
 - (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 瀬戸市総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 前項の規定に基づき説明を求める政策等のうち、計画については、市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定、その他議会が求めるものとする。

【趣旨】

第10条は、市長が提案する政策等を審議するにあたり、市長に対し6つの事項について説明に努めるよう求めていくことを定めています。

＜解説＞

市長が提案する政策等に対し、第1号から第6号までの事項について説明に努めるよう求めていくことを明記しています。議会は説明を受けた内容を基に論点を明確にし、審議を行い、政策等の質の向上に努めます。

第2項は、説明に努めるよう求めていく政策等の内、計画についての規定

ですが、説明を受ける時期等、詳細については従来からの申し合わせどおりとすることを定めています。

第11条 予算及び決算における政策説明資料の提出

議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求める。

【趣旨】

第11条は、議会が予算及び決算の審査を十分に行えるようにするため、市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求めることを定めたものです。

<解説>

予算及び決算の審査は、税金をどういった事業にいくら使うのか、何のためにいくら使ったのかを審査するもので議会の重要な権限です。

このような審査を行うためには、単に予算額、決算額を羅列しただけの資料ではなく、何故その予算額或いは決算額になったのかが明確に示された施策別、事業別の分かりやすい資料が必要不可欠です。

議会は、でき得る限り第10条各号に規定する事項に沿った資料の提出に努めるよう市長に対し求めていくものです。

第12条（議決事件の追加）

- 1 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。
- 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【趣旨】

第12条は、二元代表制の立場から議会の行政監視機能と議決権を強化するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加することができる旨を定めています。

＜解説＞

議決事件とは、議会の行う議決の対象となる事項、事例のことをいいます。

地方自治法では、第96条第1項で市議会が市の意思を決定するために議決すべきこととして、条例や予算を定めることなど15項目（法定議決事件）が挙げられています。

また、同法第96条第2項では、普通地方公共団体が条例を定めて議決事件を追加することができる旨が定められていますが、議会は、普通地方公共団体の最高意思決定機関であることから、議会の議決によって議決事件を追加することができます。

第5章 議員間での討議による議会の合意形成

第13条 議会の合意形成

- 1 議会は、議員による議論の場であることを認識し、議員相互間の*6自由討議を中心とした運営に努めるものとする。
- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民からの提案・意見（請願及び陳情）に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間において議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

第13条は、議会の合意形成における議員間の討議に関する規定です。

＜解説＞

第1項における討議とは、ある事について互いに意見を交わし論じ合うことです。従って、議会の会議において採決する前に議題となっている案件に

対し、賛成か反対かの自己の意見を表明する討論とは異なります。

第1項では、この討議を中心とした議会運営に努めることを定めています。

第2項では、議会は複数の市民の代表者である議員によって構成される合議体であることから、議案等について審議し結論を出す場合、議員が市民に代って様々な意見を表明し、合意形成に努めていくことを定めています。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第14条 議員の政治倫理

議員の政治倫理は、別に定める。なお、議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、要綱を規範とし、遵守しなければならない。

【趣旨】

第14条は、議員としての倫理観と姿勢についての規定です。

＜解説＞

瀬戸市議会では、平成元年に瀬戸市議会議員政治倫理要綱を定めています。

瀬戸市議会議員政治倫理要綱は、法の精神にのっとり、市民全体の奉仕者としてその倫理性を自覚し、公正、誠実かつ清廉を基本として厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、市政の浄化と発展に寄与することを目的としており、議員は、この要綱を規範として遵守していきます。

第15条 議員定数

- 1 議員定数は、別に条例で定める。
- 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

【趣旨】

第15条は、議員定数についての規定です。

<解説>

第1項は、議員の定数について別に条例で定めることを明らかにしたもので、具体的には、瀬戸市議会議員定数条例（平成14年瀬戸市条例第17号）において規定されています。

第2項は、議員定数を改正する場合の規定で、改正を行うにあたっては、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討することを定めています。

第16条 議員報酬

- 1 議員報酬は、別に条例で定める。
- 2 議員報酬を改定するにあたっては、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会（瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和41年瀬戸市条例第16号）第2条に規定するものをいう。）の答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が議員報酬の改定を提案するときは、明確な改定理由を付さなければならない。

【趣旨】

第16条は、議員報酬についての規定です。

<解説>

第1項は、議員の報酬について別に条例で定めることを明らかにしたもので、具体的には、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）において規定されています。

第2項は、議員報酬を改定する場合の規定で、改定を行うにあたっては、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会の答申を経て提案する場合のほか、委員会や議員が提案する場合は明確な改定理由を付さなければならないことを定めています。

第17条 政務活動費

- 1 議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される*12政務活動費の執行にあたっては、瀬戸市議会政務活動費の交付

に関する条例（平成13年瀬戸市条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。

- 2 議員は、*12政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書を公表する。

【趣旨】

第17条は、政務活動費についての規定です。

＜解説＞

第1項では、議員が政務活動費を執行するにあたっては、条例等（瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則、各派代表者会で確認された使途基準）を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならないことを定めています。

第2項では、政務活動費が公費で賄われていることに鑑み、収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書を公表し、市民への説明責任を果たさなければならないことを定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

第18条 議会事務局の体制整備

議会は、監視及び調査機能の強化並びに*2政策立案、*5政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

第18条は、議会活動を補助する議会事務局の体制整備についての規定です。

＜解説＞

議会事務局とは、議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として議会に設置された事務担当組織のことをいいます。

議会の監視及び調査機能の強化や政策立案能力、政策提言能力の向上を図るためには、その活動を補助する事務局機能の充実強化が必要不可欠である

ことからこの条文を設けたものです。

第19条 議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【趣旨】

第19条は、地方自治法第100条第19項の規定により議会に置く図書室の充実に
ついて規定したものです。

＜解説＞

議会図書室の図書や資料の充実を図り、これらを積極的に活用し議員の調
査研究に資することで、政策立案、政策提言等の能力向上を図ることを目的
として定めています。

第20条 議員研修の充実強化

- 1 議会は、議員の*2政策立案、*5政策提言等の能力向上を図るため、議員
研修の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研
修会の開催に努めるものとする。

【趣旨】

第20条は、議会がその能力向上のために行う議員研修についての規定です。

＜解説＞

議会は、議員の資質向上及び政策立案、政策提言能力の向上を目的とした
議員研修の充実、多岐にわたる政策課題に対応するため、幅広い分野の専門
家の知識や市民の知見を取り入れた研修会を積極的に開催していくことを定
めています。

第21条 予算の確保

議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

【趣旨】

第21条は、議会関係予算の確保について規定したものです。

＜解説＞

議会では、本条例第8条でも規定しているとおり、広報広聴協議会を設置し、議会の広報広聴機能の充実を図っていくこととしています。また、専門的知見を活用し、議会の審議、政策提言等の能力向上を目的とした研修も行っていくこととしていますが、こうした議会活動を行っていくには、適正な予算を確保していく必要があります。

予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、議会費の決算状況、及び市の財政状況を勘案しつつ、円滑な議会運営を実現し、議会機能を強化するため、必要な予算の確保を市長に求めることを定めています。

第8章 評価検証及び見直し

第22条 評価検証及び見直し

議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

第22条は、基本条例の評価検証及び見直しについての規定です。

＜解説＞

議会は、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めています。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。